

全国青税連

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 西川 進

編集人 広報部長 増田 恵一

千葉大会

(第17回) 7月22日～7月23日

『全国の青年税理士よ、若き情熱を成田へ』



~~~~~ 主 な 目 次 ~~~~~

- 主張・税理士制度はどうか..... 2
- 全青税会長一年をふりかえって..... 3～5
- 法対策部長としての一年間..... 6～7
- 研究部を担当したこの1年..... 8
- 会員のひろば..... 9～10
 - ▷大青税「六月祭」——ドラマ「税務調査」..... 9
 - ▷第三次商法「改正」動向が内包する深刻な
問題点..... 9
- 単位会だより..... 11
 - ▷名古屋青税..... 11
 - ▷千葉青税..... 11
- 写真でつづる全青税この一年..... 12

主 張

税 理 士 制 度 は どう な る

商法第三次改正の動向

去る5月9日に、法務省民事局参事官室は、各界、各関係団体に対し「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表し、各界、各団体に意見を求めてきた。

この「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（以下「意見照会」という）は、次の14項目、(1)設立に関する問題点、(2)取締役・取締役会に関する問題点、(3)監査役に関する問題点、(4)株主総会・社員総会に関する問題点、(5)株式・持分に関する問題点、(6)資金調達に関する問題点、(7)計算・公開に関する問題点、(8)資本減少に関する問題点、(9)解散に関する問題点、(10)合併に関する問題点、(11)組織変更に関する問題点、(12)その他、(13)会社の区分、(14)立法の方式、の内容からなっている。

この項目を一見しただけでも、その内容がきわめて詳細であり、今回の商法第三次改正が、わが国の会社法の内容を決定的に変えようとしていることがうかがい知れるし、われわれ税理士そしてわれわれの職業的基盤である中小企業に与える影響も看過できない。

今回の意見照会は、昭和40年3月の山陽特殊鋼の倒産、そしてこれと前後しサンウェーブ工業などの大会社の粉飾決算・倒産が明きらかとなり、このような大型倒産の社会的影響が社会問題となり、昭和49年に監査役の権限強化、会計監査人による監査の商法への導入などの改正が行なわれた。

そして、この改正の国会での付帯決議に基づき、法務省民事局参事官室は昭和50年6月に「企業の社会的責任」など7項目にわたる問題点を上げ意見照会をし再び商法の全面的な改正作業にはいった。

昭和56年には、そのうちの株式・株式会社の機関、株式会社の計算・公開の各制度を中心とする改正を行い、昭和57年から上記全面見直し作業の継続として法制審議会商法部会は大小会社区分の問題をとりあげて検討し、その審議の第一読会において拾い上げられた問題点がその内容となっており、各界、各団体に意見を求めてきたものであ

る（「……しかし、このたびの大小会社区分立法の問題は、わが国会社法の根本的な大問題であるとともに、わが国の株式会社・有限会社のうち大部分を占める小規模の閉鎖会社に関する法規制を全面的に見直す必要がある。……わが国には小規模の閉鎖的な会社が非常に多いので、その立法が実業界に与える影響も極めて大きい。その立法の方向づけをどうするかは、慎重な考慮を要する。そこでまず拾いあげられた問題点についての関係各界の意見や提案を聴き、これを参酌して議案の作成を行うことの手順を踏むことが適当であるとされた。（商事法務No.1007稲葉参事官）」。

この意見照会に対する意見回答の期限は、10月15日とされ、問題点に関する意見が集まり次第、早急に第二読会を行い、およそ一年位のうち、つまり昭和60年末までに試案をまとめ、改めてこれを各界にまた意見照会をし、そして昭和62年末頃までに改正要綱について、法制審議会の答申をまとめ、同年末からの通常国会に法律案を提出したいとしている。

今回の意見照会のうち、税理士さらには中小企業にとって重要であると思われる項目を上げると①最低資本金（一の15、関連十一の3）、②非公開会社の支配株主等の責任（五の9、関連五の10、五の11、二の13、二の16、七の5注1）、③計算の公開（七の1、七の2、七の3）、④専門家による外部「監査」（七の5、七の4、七の17）、⑤会社の純資産額が最低資本金額を下回った場合の解散（九の1）、⑥過料事件の通告（十二の2、十二の3）などがあり、どれ一つをとっても、日本経済を支えてきた中小企業、さらには中小企業を職業的基盤とする税理士に多大な影響を与えることは必至である。

われわれは、今回の商法第三次改正については、われわれの職業的基盤である中小企業の立場に立った対応と、同時に、反面税理士制度の根幹にわたる問題でもあるので、税理士制度百年の大計をあやまらないよう対処していかなければならない。



『全青税会長一年を

ふりかえって』

会長 西川 進

7月24日 名古屋キャッスルプラザの第16回定時代議員総会で会長に選ばれ「愛と平和と正義」を基調とした就任あいさつをした。複数の方に誉めていただいた。特に東京税理士会の服部会長（当時副会長）には評価していただいた。後日、水野岐阜青税会長からも印象に残っていると言われた。懇親会で胴上げされた時は恐かった。皆んなが支えてくれるから落ちないのであって組織運営と同じだと思ひ、市に舞っていた。

7月25日 観光コースで岡崎城、トヨタ白工などを見学。4時頃名古屋駅で名古屋大会実行委員会のメンバーと別れる。名古屋大会本当にご苦労様でした。近鉄で賢島へ。板橋青税（東京）の部会家族旅行に合流。板橋からは3年前に辻会長を出し、動員等で負担をかけ、又、色々のご協力をいただくことになる。お世話になります。女房子供に若干サービスをした。

8月1日 「税務調査の受け方」最終校正。

8月3日 大型間接税反対のための中央連絡会の会議に参加。「国民としての自覚〔税金〕」15冊配本。申告納税制度見直し論について発言。かつて一般消費税が潰れたのは、労働者・業者・消費者・学者・専門家・民主団体などが一致団結して反対運動に立ち上ったので、革新勢力のみならず保守層まで運動が拡がり、うまくいったのである。事業所得者と消費者サラリーマンとの分断作戦をやめさせることと、納税者の団結が必要である。

8月4日 かねて懇談の申込みをしておいたサラリーマン新党より受け入れの用意があるという電話連絡があった。どこの政治団体、民主団体とも区別することなく積極的に話し合いをする方針。夜、東京青税制度部会出席。

8月6日 横浜で開かれた全国婦人税理上連盟の第26回定期総会に来賓として出席。組織が1割以上伸びていることに驚嘆。特色は日税連との関係が友好的。その旨をあいさつに入れた。織本日税連会長と立話、「婦税さんの総会は毎年米

られるのですか」「……」「来年は会長の地元でやりますからぜひ来て下さい」「……」以下雑談。稲葉前会長、益子経理部長とそれぞれ個別に協議。

8月8日 岡本副会長と月報社（会報や小冊子、議事録などの印刷業者）への支払いのことで協議した。

8月17日 関東地区部長会、広報部会、経理引継会議に出席。

8月20日 税受連の同窓会にメッセージを送った。

8月26日 東京青税大納涼大会に出席。エライさん（米賓）がいないのが新鮮だった。

8月27日 東京・神奈川・千葉・埼玉青税並びに婦税東日本支部商法合同勉強会。法務省の稲葉論文を軸に論議。出席したメンバーでは、今回の動向は中小企業の切捨であるし、増税路線の環だという認識で一致。受け入れ賛成グループや中小企業団体などの接触の必要性を痛感した。小池総務部長から沖縄の税務行政の実態を出席者全員が聞く。

9月4日 箱根湯場で法対策等拡大会議（合宿学習会）。三大テーマを取上げたが毎度のことながら議論百出。不公平な税制をただす会の高橋事務局長（総評生活部長）にオブザーバー出席していただき貴重な感想をいただいた。

9月5日 引き続き理事会。神奈川青税に会場の設営などをしていただいた。前年は神奈川から会長を出してもらっていたので一回も理事会をやらなかった。約1年半ぶりの神奈川理事会である。全行事日程を決定。本年は東京と名古屋では理事会をやらなかったことになった。各地を廻って理事会を開き、地元会員と意見を交換するのも大事な組織活動である。

9月9日 NHKの記者と6時間にわたり税金問題について意見交換。総評高橋部長の紹介。

9月11日 東京青税役員研修合宿、「青税組織」と「商法第三次改正」がテーマ。総務部長、福重法対策部長、小沢東京青税副会長と次の常務理

事会の議題など検討。

- 9月13日 東京税理士政治連盟の総会。「記帳義務法制化」と「簡易監査」について質問。懇親会で服部会長や高沢代議士と懇談。
- 9月17日 名古屋大会に来席された国会議員を会館に尋ね挨拶。サラリーマン新党青木茂代表と税制一般で懇談。全青5名出席。
- 9月24日 大青税・専税の合同研究発表会出席のため大阪へ出張。
- 10月15日 鹿児島で常務理事会。思い出の城山観光ホテル。
- 10月27日 東京弁護士会と商法問題で懇談会。セットしてくれたのは神奈川青税の長谷川会員。継続企業に関与している税理士と事件発生時にかかわってくる弁護士さんと若干意見のくい違がある。任意団体と積極的に会ってくれる弁護士会のレベルの高さはすばらしい。
- 11月7日 早川研究部長と電話でシンポジウムについて打ち合わせ。
- 11月17日 岡本副会長、総務、法対部長と理事会対策会議。
- 11月19日 京都市でシンポジウム。京都新聞社に行き挨拶。理事会、組織部会も開いた。懇親会ではご講演いただいた佐藤進東人教授と懇談。夜は、楠下大青税代幹、片野京都支部長らと2次会、3次会。
- 11月20日 岸本副会長、益子経理部長と3人で、黒木広島青税会長と組織加入問題など話合いの為、広島の四日市町の唯山事務所へ。
- 11月30日 社会党政審大蔵担当の早川さんと税制その他の陳情を兼ね懇談。
- 12月1日 名古屋青税の忘年会に出席。大塚口税連商法委員長(名古屋税理士会副会長)と商法問題で懇談、全青は中小企業の切捨てになる大小会社の区分に反対。納税者の代理人である税理士が監査業務はできない等を主張した。
- 12月2日 京王プラザホテルに宿泊予定の大塚商対委員長と会おうと思ひ、総務部長と待っていたが会えなかった。無駄な努力も必要。
- 12月4日 東京ステーションホテルで開かれた日税連の正副会長会を傍聴。全青7名参加。昼食は白井日税連専務理事の配慮でごちそうになる。税理士法の際は正副会長会は傍聴させなかったが日税連機構改革委員会などの運動の成果

と位置づけたい。

- 12月7日 事務局にTBSが取材にくる。紹介してくれたのは青木サラリーマン新党代表。青税を覚えていてくれたことに感激。岡本副会長、増田広報部長等4人とあちらが5人で申告納税制度やクロヨン論議などの意見交換したが、結局放映されなかった。番組制作班が色々取材したところクロヨンの実態もないし、むしろ税務調査の厳しさがわかってしまい、スポンサー(某大手電機会社)の意向に合わなかったと推察したのはガスの勘ぐりか。
- 12月9日 全商連の佐藤事務局長が私の事務所に政府税調中間答申批判の運動を積極的に進めて欲しいという要望にこられる。資料と情報を交換しあった。東京青税資藤会長事務所商法問題について意見調整、新幹線で続きをやり、名古屋さくらやで全青拡大商法委員会。
- 12月10日 広島で常務理事会、組織ができていないところで全青の重要会議をやったのは久しぶりか初めてか。
- 12月18日 総選挙、自民党追加公認を含め過半数を維持。
- 12月22日 第33回税理士試験合格発表、891名。
- 1984年
- 1月3日 東京青税年頭緊急会議。
- 1月7日 合格者名簿の件で、受験学校大手の大原簿記の理事と懇談。
- 1月21日 不公平な税制をただす会の新年会に出席、合格者名簿の件、申告納税制度の件、商法の件で発言。大雪の中、東京青年税理士連盟合格者祝賀会。
- 1月23日 福重法対部長、岩淵申告納税制度委員長と協議。
- 1月26日 日本社会党石橋委員長と会う機会があったので納税環境の整備問題と商法問題について意見を述べた。
- 2月4日 神奈川青年税理士クラブ合格者祝賀会。
- 2月5日 成田ビューホテルで理事会。
- 2月7日 板橋税務署所得税第2部門統括官が、「関与先に対する適正申告の指導方の依頼」の件で来所。板橋税務署長に文書で抗議した。
- 3月16日 全商連へ行き、佐藤事務局長より納税環境の整備について国会の動きを教わり、日青連資料のコピー等入手。

- 3月19日 大蔵委員会の情報入手のため国会へ、竹田四郎参議院議員より日程並びに資料をいただく。4時から在京部長会。
- 3月20日 法対部長と陳情書作成。
- 3月21日 東京青税常任幹事会で、納税環境の整備問題について報告。
- 3月22日 税経新人会と一諸に国会陳情。大蔵委員会、法務委員会、地方行政委員会の委員の先生方のところを訪問。
- 3月23日 上田卓三代議士事務所から記帳義務法制化問題について意見を聞きたいと言う連絡が入ったので総務部長と2人で訪問し、約3時間税務調査の実態などを含め説明。
- 3月24日 東京税政連と公明党の朝飯会に出席、納税環境の整備を中心に、国税通則法116条や税務調査の実態等について発言。大久保国対委員長から大蔵委員会を含めての国会の動き、弁護士でもある東京9区選出の中村代議士より見解が述べられた。
- 3月30日 2回目の国会陳情。
- 3月31日 国税通則法など国会で成立。
- 4月6日 総務部長、経理部長と共に仙台へ。仙台青税の会員と商法の勉強会。
- 4月7日 岩手の花巻で常務理事会。米年の全国大会を花巻で開催することに決定。全国青税の大会を運営する地元青税は大変ですがよろしくお願ひします。東北での大会は、仙台大会以来6年ぶりの開催となる。
- 4月24日 社団法人中小企業研究所で粕谷商法委員長が講演。全青から5名出席。
- 5月11日 東京税理士会会長補欠選挙で服部候補が勝ち、民主派グループの推す会長が続く。服部会長は青税の会員である。全国の税理士会の会長が青税会員で占める日が実現できたらどんなに税理士界はよくなるだろうか。千葉大会実行委員会のメンバーと国会議員会館へ招待状を持って廻った。ついでに国会審議を見学し、通行証で国会内を探索した。
- 5月21日 公認会計士の若手グループで組織している「清風会」と公認会計士協会の会館会議室で懇談。監査技法を使って仕事をしていることと「監査」の違いがわかった。
- 5月25日 「税務調査の受け方、増補版」の販売の件で高橋不公平税制をただす会事務局長と打合せ。労金協会さんが大量に資料として購入してくれることになった。
- 5月29日 総務部長と決算大綱について電話で打合せ。
- 5月31日 井上裕大蔵政務次官のパーティに出席。斎藤俊介千葉青税会長、木内実行委員長、斎藤克彦東京青税会長らと同席。千葉大会にぜひ来て下さいと依頼した。
- 6月2日 神奈川青税総会出席。
- 6月14日 東京青税総会出席。
- 6月16日 大阪合同青税総会出席。
- 6月19日 刈谷西尾青税総会出席。
- 6月20日 東京税理士会の総会。東京では毎年質問のトップは青税の会長がやる。今年は徳重東京青税会長が主に商法第3次改正問題で質問した。以後青税の会員が続けて質問したが毎度おなじみのメンバーだったのが気になった。同日、大阪合同でも総会があって大青税のメンバーが鋭い質問をし、執行部の姿勢を正した。又、22日は東京地方会の総会があり、ここでも神奈川青税の会員が、織本会長に質問をした。青税の健全さと力強さが評価できる。他にも私の知らないところで青税会員が国民のための税理士制度確立のため、中小企業の発展のため、税理士会の民主化のため運動されていることを知っています。
- 6月23日 大青税京都支部の20周年行事に参加。ひとつの支部が200人以上集めた力量に拍手。各地の総会に参加して、青年税理士から期待される魅力ある青税作りをすべきだと感じた。
- 6月24日 岐阜で理事会。毎度のことながら会場をセットしていただく地元青税の方々に感謝感激。大会宣言案から「税理士法改正に関する基本要綱」という表現を除いた。
- 6月27日 朝日朝刊投稿欄に天下り税理士制度批判の読者の声があった。現職の税務署員だけにその勇気を讃えたい。
- 6月29日 税理士会館で上映された「長崎、広島の被爆映画をみる夕」に参加。
- 7月6日 青年法律家協会と懇談会出席予定。
- 7月7日 埼玉青税総会出席予定。
- 7月12日 専税協議会総会出席予定。
- 7月21日 成田に宿泊、翌日の大会を待つ予定。

(6月29日入稿)



法対策部長としての一年間

法対策部長 福 重 利 夫

1. 初心はいずこ

広報部長より、「ここ1年間の活動を総括せよ」との実に厳しい要求がありました。

そこで、会報での新部長挨拶を見返してみますと、抱負とは反対に、懸念していたことだけが当たったということで、会員の皆様にお詫び申し上げる次第です。

特に、通則法第116条の改悪に対して全力で立ち向かえなかったことについては、返す返すも残念であります。

しかし、私が最大の主眼としたことは青税活動のための環境づくりでした。

青税が制度活動を行う場合には、「跳ねっかえり」とか「思想的に偏向している」とかの組織に対する外部からの攻撃がありました。そして今後当然あるはずですが、これのために会員が動揺し、行動が遅れるなど活動に支障を来すことが皆無とはいえなかったようです。

こうした阻害要因の排除こそが、就任当初からの一貫した考えでした。

2. 任意団体の限界

任意団体の活動は、会員の自主参加を期待するしか道がありません。形は任意団体でも、エサで釣ったり何かの力で強制したりする団体は、実質は任意団体とはいえません。青税はそういうところが少しもありません。ただ、自分の良心だけが参加を強制するのです。こういった意味でも、わが青税は民主団体そのものといえます。

しかし反面、こうした任意団体は統一した行動を敏速に行うことが非常に困難であります。特に自由職業人であります青税の会員は、それぞれしっかりした考えを持っていますので、誰も誰に対しても命令によって強制させることはできません。しかも、税理上業務をこなしながらの活動でありますので時間的にも限界があります。執行部がっぱしっても会員はついてきません。納得いかない場合には会費の滞納がはじまり、無理に強制す

ると退会という形で反撃されます。

円滑な会務運営は、執行部の方針を理解して頂くか、理解されないまでも討議などの手段で意見を集約することによって納得して貰うしか方法がないでしょう。

前回までは、外部からの非難は的はずれであることを述べたつもりです。ここ最後に当たり、青税の意見形成の方法について述べてみます。

3. 公式論の脱皮

青税の意見に対して「何でも反対だ」との非難があります。決してそうではないのですが、そのようにいわれてしまう原因もないではありません。

その一つは、結論にいたるまでの経過報告が逐一なされていないことが多いからです。例え、報告されていても会員自身がそれに目をとっていない場合もあります。それが為に、結論がだされた場合に、それが突然出現したかのごとく思え、結局「はじめから反対の結論があったのだ」と誤解されてしまうことがあるようです。執行部としては、こと細かく逐一報告することにところがけ会員におかれましてはよく耳目を注力して頂くことが肝心だと思います。

その二つは、公式論です。例えば、「白民党＝政府＝財界＝悪玉、野党＝中小企業＝大衆＝弱者＝善玉、弱者切り捨て反対、過重な負担反対」といった公式です。これらの組み合わせで、青税のすべての理論ができあがるようであってはなりません。できるだけ深く、掘り下げに掘り下げて、そして意見形成するようにところがけることが肝心だと思います。

4. 会員の意見の尊重

ひとそれぞれの思想があります。人生観があります。考えがあります。判断があります。だれそれのものが絶対的に正当で、他は絶対に劣っているということは、なかなかないのであります。特に全青税の場合には地域差がありましてことさら意見の相違があらわれがちです。しかし、正義感

にもえている場合はどうしても自己の考えを絶対視して、それに固執しがちであります。われわれはその例を、日本赤軍にみることができます。当初の動機は清純であっても、いつの間にか恐ろしい鬼と化してしまうことがあります。ひとの意見に耳を貸し、それを取り入れてさらに理論を向上させるといったダイナミズムを失った場合に、次には自分と意見を異にするものを抹殺する行動にでるのであります。思想が静止したときに死相が現われ自ら墓穴を掘るのであります。それは正しく浅間山荘への道です。自分が理解できないからといって、直ちに排撃してはならないのです。例えば、アイシュタインの相対性理論の本を読んですぐに理解できますか。理解できない場合は自分の能力が劣っていると思うのが普通でしょう。それと同じく自己の意見と違うことを持っている者がある場合は、まず自分の理解不足であるのではないかと思ひ、よくその意見に耳を傾け、しかるのちに反論なり批判なりすべきものと考えます。批判でもなくて、即座に非難しそうな場合には、その時自己増長になっているものと判断し、慎重にならなければ、それこそ浅間山荘一直線でありましょう。

さきに、青税は任意団体であると述べました。開放的なわが青税は、入会退会自由であります。もし、たとえ誤解であっても執行部は独善的だと思われ、かりそめにも一般会員の信頼を失うようなことがあっては、伝統ある青税といえどもたちまちのうちに崩壊してしまうでしょう。

5. 会員の積極的な参加を切望する

ご承知かとは思いますが、幹事は無報酬でしかも交通費などの費用は自己負担です。幹事専従ではありませんので、税理士業務もおろそかにすることはできません。しかも、法案が国会で審議される頃はちょうど確中期のため一番忙しい時期にあたります。中には好きでやっている人もいますが、たいていは「誰かがやらなければならぬ」といった責任感から引き受けているものと思ひます。

もちろん、「若いときの苦勞は買ってでもせい」と古来からいわれているように、なにがしか得るものがあることは事実であります。それにしても限度というものがあります。個人差がありましょ

うが金と時間と精神的負担があまりにも重なると、ついにはそれに耐えられなくなりましょう。

いわゆる第三次商法改正をめぐる攻防がよいよ本格化してまいりました。

法対策部でのここ1年間の研究によりますと、今商法改正は、われわれが納税者の代理人の道を進めるかまたは納税者の監視人に転換させられるかどうかの重大改正であります。法務省案どうりですと、改悪税理士法と有機的に結合し、税理士制度は、納税者監視制度となって税金徴収に威力を発揮することでしょう。大型間接税の布石かどうかは別にしても、導入された場合には大変な威力を発揮するという点で、その導入の環境整備になることだけは否定できない真理でありましょう。

商法改正に期待を抱いている人もいますが、それは幻想と知るべきでしょう。税理士法の際にも業務拡大になるといったデマが流布されました。税理士法改正を強行した結果は、専務理事であった功労者四元氏が受勲したこと、過労で死者が続出したこと、税務職員出身税理士が増えたという話だけで、業務拡大になったという喜びの声がぜんぜん聞こえてきません。あの時の商業登記の話はいったい何処へいったと思ひますか。何と、今度の商法改正のエサに利用されています。

政府と税理士との力関係から判断しても、税理士にとって都合の良い部分をつまみぐいすることは不可能と知るべきです。時期も悪い。なにも虎が大口を開けて待っている虎穴に入ることありますまい。

しかし、われわれはこの恐ろしい虎穴に無理やり追い込まれようとしています。生半可なことでは太刀打ちできません。大勢が結束することなしには阻止できません。もっと大勢が結束できるならば、われわれが望むような改正も不可能ではありません。他人まかせではなくて、どうか積極的に参加して頂きたい。どんどん意見を述べてほしい。行動してほしい。

突然ですが、法対策部長としての1年はそういうことを知った1年でもありました。ありがとうございました。





研究部を担当したこの1年

研究部長 早川 嘉美

このほど広報部から「研究部この1年の活動報告」を記すようにとの指示があった。正直いって、与えられたテーマにとまどいを禁じ得なかった。というのは、はたして、全青税研究部としての活動はいかほどしたのであるのか、と……。

全青税研究部は確かにすぐれたメンバーを多く擁している。しかし、全国各地におられる委員の方々にいかに集まっていたかとなると、全く名案が浮ばない。書簡による打ち合せも考えなくはなかったが、さほど効果も期待できそうになかった。全青税研究部のあり方はどうあるべきなのだろうか？ 1年を経過したいまも全く判らない。私のしてきたことが果してこれでよいのか。皆さんにご批判いただくしか考えが浮ばない。

私の研究部長就任のあいさつでは、「青税は勉強し、研究するとともに外へ向けてその成果を発表していき、正論を掲げて行動することではないでしょうか？」と問いかけている。これを受けた形で、秋季シンポジウムを担当された分科会担当責任者宛に次の書簡を送っている。

「研究部では、レジメは会員だけではなく、関係団体の批判に耐えるものを考えていますので、プログラムだけではなく、内容についても突っ込んで記述いただき、充実したものをお考え下されば幸いです」

また、秋季シンポジウム開催にあたって、各新聞社に案内状を発送しているが、その一部を抜粋してみると――。

「不公平税制の是正が叫ばれる昨今、「サラリーマン税制」に関する提言の発表を致します。また、不公平税制以前の問題として、長期経済不況下に悩む中小企業経営者の深刻な問題を私たちは正面から受け止め、四分科会に分かれてシンポジウムを催します。

ぜひ、中小企業経営者の方々と一体となって歩む私たち若き税理士の提言を正しくご理解いただくため、繰り合せご出席、ご取材下さいますようお願い致します」

また、開催地が私の地元・京都とあって、西川

進会長らと京都新聞社を表敬訪問し、再度取材の要請を行った。こういったこともあり、京都新聞は「サラリーマンの税金 自主申告制を提言」と題して、かなり大きなスペースをさいて報道してくれたが、研究部活動の大きな成果と自負してよいと思っている。尚、朝日新聞も取材にみえ報道されたことも付記しておきたい。

一方、総務部、大青税、同京都支部が再三、案内書を発行して下さったお蔭で、参加者も162名とまずまずの成果を得られた。当初構想したレジメも、質・量ともになかなかのものであり、立派に外部批判に耐えられるものができたと喜んでゐる。改めて、分科会担当者の方々に御礼を申し上げておきたい。

そして現在、「千葉大会」のレジメ作りに追われている。本稿が皆さんのお目に触れる頃は、千葉青税の皆さんの献身的なご努力で盛会裡に終わっていることであろう。千葉シンポジウムでは、流動的であり、しかも緊急を要する商法も組み込まれているが、これを担当される法対部のレジメ(別冊となる)作りは大変であろう。しかし、私たちは主張し、提言し、行動しなければならない。研究部の念願とする外部批判に耐えられる研究発表のためにも法対部のご活躍を期してやまない。

最後に「秋季シンポジウム」並「千葉大会」における研修会のテーマを記し、研究部の活動報告としたい。

【秋季シンポジウム】

- ① サラリーマン税制の提言
- ② 相続寄与分制度における税法上の諸問題と提言
- ③ 中小企業経営改善に対する我々のアプローチⅡ
- ④ 商法をめぐる諸問題

【千葉大会】

- ① 海外進出の税務
- ② 税理士業務とコンピューターリゼーション
- ③ 第3次商法改正
- ④ 当局が行う適正申告の諸施策と申告納税制度

会 員 の ひ ろ ば (投稿欄)

大青税「六月祭」

ドラマ“税務調査”

大阪合同青税代表幹事 佐藤 庸 安

大青税の6月総会は、例年大税会館会議室で、地味な総会となるところであるが、今年は、青税六月祭と銘うって、意欲的な企画を打出した。

参加者約180名と盛大な集りとなり、参加者にとっても大変に楽しい総会であったと思われる。

当日のメインは、何と云っても、ドラマ“税務調査”の本格的(?)演劇である。これは、昨年4月の大青税フェスティバルでの寸劇「税務調査」をさらに発展させ、観客に税務調査の対応力の養成と、劇の楽しさを得てもらい、まさに研さんと親ぼくの青税活動そのものを狙った企画である。

上演後の評判は、なかなか好評のようで、まずは、劇団「青税」の旗上げ公演は大成功というところである。

特筆されることは、一躍スーパースターとなった栗原文雄調査官と、青税のめざす理想的税理士像を演じた加藤晃三税理士の二枚目ぶりであった。

さらに林事務官、(株)青税の前田社長、南出統括官、吉田近畿税務署長、中江経理事務員、社長夫人(武田孝子さん)と登場人物が、日頃の堤監督の指導よろしく好演、アドリブ50%のリスク(?)を

よくこなしたのには感心させられた。

幕間には、徳山金生ナレーター解説が入り、調査のポイントを指摘、爆笑と沈思がミラクルに進行し、親ぼくと研さんという企画側の目的は、一応成功したのではなかろうか。

さらに、観客には、植田、清家両会員の編集した意欲的な「資料集」が配布され、この中には、(株)青税の3期分の申告書、税歴書、更正通知書、異義申立書の他、調査の態様、調査の法理、主張方法が掲載されている。

“参加者も、資料見ながら 考える”

“模擬調査、ここがポイント、

青税の胸に輝く八重楼”

さて、劇団「青税」の次なる公演予定は、今のところ未定である。全国縦断公演を行うべく、もっか現監督以下、座員一同、公演依頼を首を長くして待っている。

来年は、大劇場で、税務調査の実態をあばくシリーズな社会派ドラマを千人の観客を前に演じてもらいたいと思うが、さてどうなるか……………。

第三次商法「改正」動向が

内包する深刻な問題点

名古屋青年税理士連盟 橋本 博 孔

法規制は、依然として財務体質が極めて脆弱であることをふまえ、企業経営の安定と健全な発展に寄与し、かつ経済合理性に合致するものでなければならぬ。

いやしくも「角を矯めて牛を殺す」ことにはならないのである。

II 大小会社区分・最低資本金の創設 並びに外部監査の導入について

なる程、我が国の商法も本来の意図は株式会社

I 中小企業を取りまく内外の環境

日本の中小企業が(大企業に於いてもそれに近いが)銀行等の他人資本に極端に依存しながら(それだけ戦後の経済成長のスピードが世界に例をみない程急激であったと云えようが……)しかもきびしい競争原理の下で経営の舵取りを行ない、不況時にはややもすると大企業の安全弁とされ、綱渡りの経営を今もって余儀なくされているという歴史と現実に着目するならば、中小企業に対する

らしい会社を対象として法規制を考えていたのであろうが、『法人成り』を激発させた日本の租税制度やその他の経済的・社会的要因により“日本的”な株式会社が圧倒的多数を占めるようになって今日、実態を無視して法に合わせるべく、強権的に規制を強化しようとするのは、例えば現行の管理通貨制度を金本位制へ引き戻そうとするのと同様であり、経済活動を萎縮させ、かえって経済的・社会的な混乱の拡大を招くだけであろう。

とりわけ、計算の開示の慣習が未成熟な段階で職業会計人による外部監査制度が商法等の罰則を伴う強行法規として導入されることになれば、『監査責任』をめぐる、株主・役員、債権者、外部監査人の三者が文字通り三つ巴となって争う事態も起り得よう。

と同時に、むしろ一般的に予想されることは、外部監査そのものが実施されると同時に再び形骸化の道をたどるのではなからうか。(時と場合によっては見せしめ的な罰則の適用を伴いながらも)何故ならば、

1. 同一人が税務代理と外部監査を兼任してもよいとされており、これでは主観的にも客観的にも監査の公正・有用性が貧弱にならざるを得ない。
2. 中小企業のほとんどが、監査を受け入れるだけの会計上、組織上の基盤が整備されておらず、手抜き(名目的監査)をしない以上は現行会計監査人監査以上に厳格な精査を実施しなければ(しかも無償に近い報酬を対価(?)として)責任追求から免れることができないのである。

従って、今日大切なことは、日本の株式会社の実態を実態として受け入れ、“服に人を合わせる”のではなく、“人に服をあわせる”という自然な発想に転換し、仮に大小(あるいは大中小)に会社を区分する場合でも、小会社への法規制は抜本的に軽減・緩和をはかることの方が法規制の形骸化を克服する現実的な方策といえよう。

Ⅲ 日税連商対——「会社帳簿適法作成証明制度に関する基本構想」、「会計帳簿適法作成証明基準」について

上記の「基本構想」等はたたき台のためのたたき台とされ、日税連の正式な機関による議決を未だ経ていないため、私案の域を出るものではない

とは云え、黙過できない点が認められ、そのうち最大の論点と思われる「監査」の範囲と「責任」の関係についてとりあえず検討する。

「基本構想」によれば、証明の対象は貸借対照表の期末残高のみに限定されないものとして、期中監査を基礎としたB/S、P/L等の計算書類監査を行うとされ、云われている程簡易なものとは想定されておらない。

しかもこれを担保するものが、会社から提出された計算資料の正確性についての「確認書」だと説明されている。

これでは形式論理上の矛盾が明らかである。端的に云って、税理士等が記帳代行しているクラスの中小法人に正確性に関する判断能力があるのであれば会計専門家が出る幕はないのである。

このような構想では、実務の段階では我々に「確認書」の下書が要請され、会社は単に浄書して判を押すだけという事態に陥っても不思議はないのである。

喰うか喰われるかの真剣勝負たる訴訟段階に於いて、この程度の「確認書」で外部監査人の『責任』が回避されると考えるのはあまりに楽観的に過ぎよう。しかも恐いのは、上場会社を対象とする会計監査人監査は被監査会社が倒産するというような、監査人の責任追求が表面化するケースは極めてマレである反面、税理士等の外部監査対象会社の倒産——従って外部監査人に対する責任追求はかなりの現実性があるという点である。(当然のことながら倒産即責任追求という短絡反応は正しくないし誤まりであろうが)

ともあれ、今回の商法改正の動向は、紙数の関係で触れなかった、職権による会社解散命令の濫用のおそれ、あるいは、商売仇や会社ゴロにまで無条件に計算書類を公開させようとする考え方等々を含めて、中小企業のみならず我々税理士業界の使命・職責を変質させかねない深刻な問題点が多々含まれており、全国の青年税理士の良心と英知を結集して不幸な結末にならないようがんばりたいものである。



単 位 会 だ よ り

名 古 屋 青 税

総務担当副会長 柴田 幸男

1. 最近の活動報告

- (1)研究部 “異能経営者と語る”と題して、
（株）ボンボヌール社長を囲む夕べを催した。
生命保険会社の商品研究を日本生命より講師
をむかえておこなった。
- (2)制度部 商法第三次改正問題について、特別
報告会開催。
- (3)組織部 名古屋青税組織の拡大のために、名古屋
市周辺地域の未加入者の加入を勧奨し、特に
半田地区の6名の新会員の加入に成功し、名
青税半田支部が設立された。
- (4)厚生部 春のソフトボール大会を計画したが
当日雨天により中止となった。
- (5)広報部 会報第75号を発行し、商法改正問題
および確申期の税務相談に関する記事を掲載
した。
- (6)名古屋税理士会役員推薦委員会
推薦理事との懇談会を開催し、当面の諸問題
について検討した。
- (7)商法対策特別委員会の設置

2. 今後の予定

5月19日(土) 名古屋通信会館に於いて、第19
回名古屋青税定時総会を開催します。

千 葉 青 税

「商法問題から

千葉大会まで雑感」

千葉青税では、商法第三次改正問題について、
制度部を中心にして意見のとりまとめを行って
いる所ですが、賛否両論出ています。

今後詰めて行く予定です。

私の私見ですが、もし現在出ている試案の通り
改正されたら、だれが利益を得て、だれが負担を
こうむるのか、言葉を変えて言えば、だれが何の
ために改正をしたがっているのか。

今回ターゲットにされている中小企業者が望ん
で働かかけている訳でない事は確かです。

又、社会問題になっているので（例えばサラ企
の様に）是正をしようという訳でない事も確か
です。

一応債権者保護、有限責任の担保等、もっとも
らしい事を言っていますが、現行のままで十分に
機能し、日本経済は世界でもトップクラスの発展
をとげてきているのです。

なぜ今改正しなければならないのか理解に苦し
む所です。

決して税理士の職域問題という狭い観点から議
論すべきではない様に思います。

さて話が千葉大会に変わりますが、正式決定か
らほぼ一年、木内実行委員長を中心に着々と進
めてきました。

今回実行委員会の中に「千葉大会何でも聞いて
下さい係」をもうけました。

交通機関等種々の疑問が予想されます。

分らない事があったら下記の各担当者にどしど
し聞いて下さい。

東京、大阪、名古屋、鹿児島各青税の係

TEL03-241-2104 菊池 孝まで

刈谷西尾、岩手、岐阜、埼玉各青税の係

TEL0473-26-7715 横田文夫まで

神奈川、岡山、仙台、広島、個人の各青税の係

TEL0474-44-6747 斎藤俊介まで

ディズニールランドにて家族サービスを!!

成田ビューホテルにて研鑽と親睦を!!

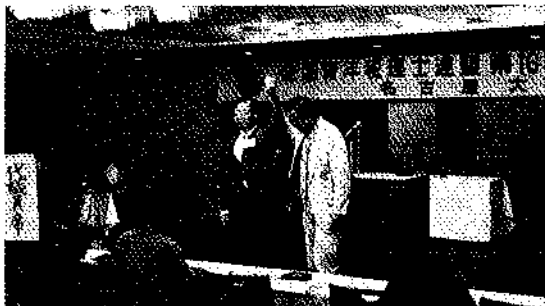
(千葉青税 斎藤記)

編集後記

○広報第66号をもって新広報部長にバトンタッチ
をします。この一年間無理に原稿をお願いした執
筆者の方々そして広報を読んで頂いた会員の皆様
本当に有難うございました。

○欲を言えば、もっと自主的に投稿を! K. M

写真でつづる全青税この一年



名古屋大会 (58. 7. 24)



名古屋大会 (58. 7. 24)



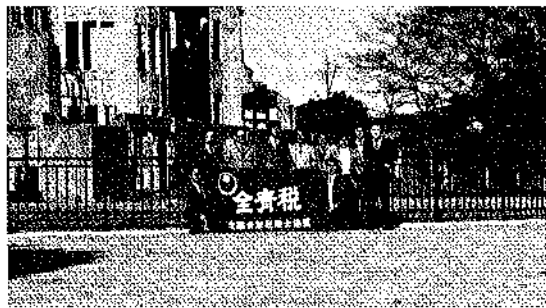
サラリーマン新党青木代表と語る (58. 9. 17)



京都シンポジウム (58. 11. 19)



鹿児島常務理事会 (58. 10. 15)



広島青税研修会 (58. 12. 10)



広島常務理事会 (58. 12. 10)



岩手常務理事会 (59. 4. 7)